東京都微量ＰＣＢ廃棄物処理支援事業
助成金交付申請の手引き
(処理経費)

助成金交付申請は、収集運搬及び処分を実施する前に行ってください。

令和３年４月

東 京 都 環 境 局

公益財団法人東京都環境公社

○　ＰＣＢは、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設のトランスなどに幅広く利用されてきました。しかし、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件を機にＰＣＢの毒性が大きな社会問題となり、昭和 49 年までに使用が原則として禁止されました。

○　その後、平成 14 年になって、ＰＣＢを使用していないはずのトランス等電気機器の中に微量のＰＣＢ（濃度 0.5～100mg/kg 程度のＰＣＢ）に汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明しました。国等の調査では、このような微量ＰＣＢ汚染電気機器は全国に１２０万台あると推定しており、この数字から都内には１０万台程度あると考えられています。

○　微量ＰＣＢに汚染されているか否かについては、縁油中のＰＣＢを分析により判定しなければなりません。分析の結果、0.5mg/kg を超えてＰＣＢが検出された場合は、微量ＰＣＢ廃棄物に該当し、国の認定した無害化処理施設等で令和９年３月 31 日までに処理する必要があります。

○　微量のＰＣＢに汚染された廃棄物の処理は、通常の産業廃棄物の処理費用に比べ高額となることから、東京都は、中小企業者の負担を軽減し、処理を促進するため、微量ＰＣＢ廃棄物処理費用の助成制度を実施し、ＰＣＢによる環境汚染リスクの軽減を図ることとしました。

　なお、助成金の申請受付業務は「公益財団法人東京都環境公社」が実施いたします。

＜問い合わせ先＞

公益財団法人東京都環境公社
微量ＰＣＢ助成金交付担当
電話番号　03-3649-8541（直通）
９時 00 分から 17 時 00 分まで（土日・祝日、年末年始を除く）

目　次

１　助成事業の概要	ページ数
⑴助成対象となる廃棄物	１
⑵助成対象者	２
⑶助成対象経費	３
⑷助成金の額及び限度額	３
２　交付手続き	
⑴手続きフロー図	７
⑵交付申請	８
⑶交付決定	９
⑷処理委託の実施	９
⑸実績報告	９
⑹額の確定及び支払い	９
⑺申請内容の変更	１０
３　必要書類	
⑴交付申請時	１１
⑵実績報告時	１３
４　その他の事項	１３
５　参考資料	
参考　会社以外の法人の主たる業種について	１４
参考　無害化処理人製施設・許可施設	１５
６　様式記入例	１６
７　様式集	２５

1　助成事業の概要

微量のＰＣＢに汚染された絶縁油や電気機器を、適正かつ早期に処理するため、処理に係る経費の一部を助成します。

(1)　助成対象となる廃棄物

国の無害化処理認定施設又は都道府県知事の許可を受けた処理施設で処分する、次に掲げる廃棄物が助成対象となります。

① 微量ＰＣＢの含有が確認された絶縁油

② 微量ＰＣＢ絶縁油が封入されたトランス、コンデンサー等の電気機器
＊ただし、ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したもの並びに安定器および安定器から取り出したコンデンサーを除く。

③ 微量ＰＣＢ絶縁油が付着し、若しくは封入されたドラム缶等
＊令和３年２月現在の無害化処理認定施設は 15 ページを参照してください。
＊無害化処理認定施設により取り扱う PCB 廃棄物が異なりますので、ご注意ください。

□東京都環境局への届出について（処分をする前にご確認ください）□

＜絶縁油を分析した結果、PCBを含有していることが判明した場合＞
高濃度・低濃度に拘わらず東京都環境局へPCBの使用・保管届出書の提出が必要となります。

＜届出に記載した機器の処分が終了した場合＞
PCB廃棄物の処分終了の届出書の提出が必要となります。
詳細は東京都環境局ホームページをご確認ください。

■PCB廃棄物の届出に関するお問い合わせ■
東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
PCB処理対策担当**（助成金の申請窓口ではありません）**
電話：03-5388-3573

⑵　助成対象者

都内に助成対象物を所有する者であって、次に該当する方が助成金交付の対象者となります。

① 個人

② 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

③ マンション等建物管理組合法人

④ 中小企業者

業種	資本金・従業員数
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下
卸売業	１億円以下 又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下 又は 50 人以下
製造業・その他の業種	３億円以下 又は 300 人以下

⑤会社以外の法人であって、常時使用する従業員の数が次の表以下であるもの

主たる事業	常時使用する従業員数
サービス業に属する事業	１００人
卸売業に属する事業	１００人
小売業に属する事	５０人
製造業、その他の業種に属する事業	３００人

＊学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合は従業員数が100人以下の場合、助成対象となります。

＊主たる事業は、１５頁の「参考　会社以外の法人の主たる業種について」をご参照ください。

＊従業員数とは、労働基準法第２０条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。パート･アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。

＊④中小企業者で資本金が当てはまらず、従業員数のみ当てはまる場合、または⑤会社以外の法人の場合、業種ごとに規定した従業員数以下であることを証する書類が必要です（12 頁をご参照下さい。）

＊本社が都内にない法人であっても、助成対象物を都内の事業所で保管している場合は、助成の対象となります。

＊国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

＊法人格を有していないマンション等建物管理組合は個人として扱います。

⑶　助成対象経費

①電気機器から微量ＰＣＢ絶縁油を抜き取るために要する経費

②助成対象物の収集運搬に要する経費。ただし、次の経費は除きます。

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

③助成対象物の処分に要する経費

なお、消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。

【参考】収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費

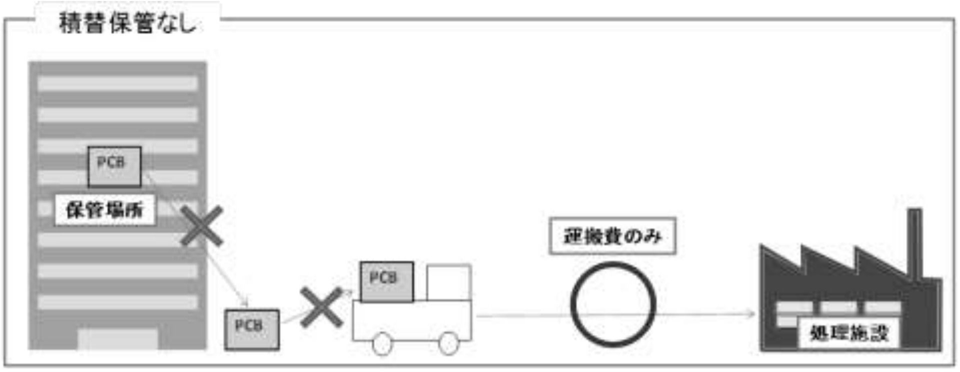

○：助成対象となります。
×：助成対象となりません。

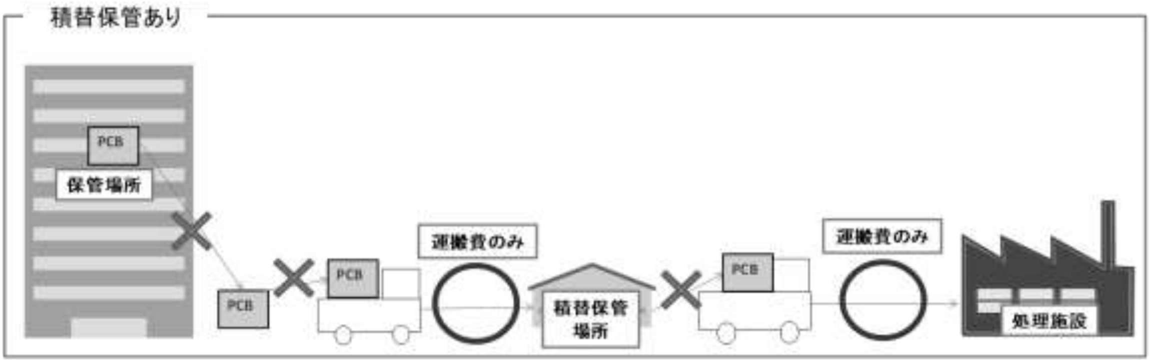

⑷　助成金の額及び限度額

○　助成対象経費の合計額の２分の１

＊微量 PCB を含む油（廃電気機器）と微量 PCB を含まない油（廃電気機器）を同時に運搬・処理を行うときは、微量 PCB を含まない油の経費を除いた額が助成対象経費となります。

（助成金の考え方：トランス等の劣化した絶縁油の交換作業はＰＣＢ汚染に拘わらず行われます。本助成事業は、微量ＰＣＢが混入しているために増額される費用を対象としています。例えば、油抜取り作業時の特定化学物質等作業主任の配置や養生費・保護具等の増額分に対し２分の１の助成をいたします。）

○限度額

1.使用中のトランスから微量ＰＣＢ絶縁油を抜取り、微量ＰＣＢ絶縁油を処理する場合

次の表の合計油量の抜取り作業台数の欄に掲げる値の額（単位：千円）

<table>
<tr><th>抜取り作業台数
合計油量</th><th>１台</th><th>２台</th><th>３台</th><th>４台</th><th>５台</th><th>６台以上</th></tr>
<tr><td>750ℓ超</td><td rowspan="9">１２０</td><td rowspan="6">１６５</td><td rowspan="4">２１４</td><td rowspan="2">２６３</td><td colspan="2">３２７</td></tr>
<tr><td>600ℓ超 750ℓ以下</td><td colspan="2" rowspan="2">２５９</td></tr>
<tr><td>500ℓ以上 600ℓ以下</td><td rowspan="3">２０８</td></tr>
<tr><td>450ℓ超 500ℓ未満</td><td colspan="2" rowspan="8">１６８</td></tr>
<tr><td>400ℓ以上 450ℓ以下</td><td rowspan="3">１７３</td></tr>
<tr><td>300ℓ超 400ℓ未満</td><td rowspan="6">１３５</td></tr>
<tr><td>300ℓ</td><td rowspan="2">１３８</td></tr>
<tr><td>200ℓ以上 300ℓ未満</td><td rowspan="4">１１８</td></tr>
<tr><td>150ℓ超 200ℓ未満</td><td rowspan="3">１０１</td></tr>
<tr><td>100ℓ以上 150ℓ以下</td><td>１０２</td></tr>
<tr><td>100ℓ未満</td><td>８４</td></tr>
</table>

備考１「抜取り作業台数」とは、微量ＰＣＢ絶縁油の抜取りを行う電気機器の台数をいう。

２「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量ＰＣＢ廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

３ 抜取り作業台数が６台以上である場合の助成限度額は、合計油量の欄に掲げる合計油量に応じ、６台以上の欄に定める助成限度額について次の式により算定する額（単位 千円）とする。

$$\text{助成限度額} = \frac{\text{「6台以上」の欄の値}}{5} \times \text{申請台数}$$

[助成額の算出例]

引き続き使用するトランス２台から微量PCB絶縁油を抜き取り、合計２５０リットルの微量ＰＣＢ油を処理する場合

トランス１　１００KVA　油量　１５０リットル

トランス２　　７５KVA　油量　１００リットル

（単位：千円）

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通の絶縁油 (b)	助成対象額 (a)－(b)＝(c)	助成額 （c）×1/2
絶縁油抜取り経費	300,000	170,000	130,000	
収集運搬経費	120,000	40,000	80,000	
処分経費	50,000	0	50,000	
合計	470,000	210,000	260,000	130,000

＊ 普通の絶縁油は有価物として売却を想定したため、処分費は0円

２．ドラム缶等容器に保管している微量ＰＣＢ絶縁油を、容器ごと処理する場合

次の表の左欄に掲げる合計油量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

合計油量（単位 リットル）	限度額 （単位 千円）
150 超	１２０
100 以上 150 以下	１０２
100 未満	８４

備考「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量ＰＣＢ廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

[助成額の算出例]

ドラム缶１本に保管している微量ＰＣＢ絶縁油200リットルをドラム缶ごと処理する場合

（単位：千円）

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通の絶縁油入りドラム缶 (b)	助成対象額 (a)－(b)＝(c)	助成額 （c）×1/2
収集運搬経費	100,000	40,000	60,000	
処分経費	150,000	0	150,000	
合計	250,000	40,000	210,000	105,000

＊ 普通の絶縁油は有価物として売却を想定したため、処分費は0円

３．微量ＰＣＢ絶縁油が封入された電気機器を処理する場合

機器電源容量（単位　kVA）	限度額（千円／台）
75 kVA 以上	４５０
30KVA 超 75 kVA 未満	３５０
30 KVA 以下	２５０

備考１ 「機器電源容量」とは、微量ＰＣＢ廃電気機器の電源容量をいう。
備考２ 微量ＰＣＢ廃電気機器が２台以上である場合の助成限度額は、
微量ＰＣＢ廃電気機器ごとの助成限度額を合計した額とする。

[助成額の算出例]
微量ＰＣＢ絶縁油が封入されたトランス（３０ｋVA）１台を処理する場合
(単価　円)

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通のトランス (b)	助成対象額 (a)－(b)＝(c)	助成額 （ｃ）×1/2
収集運搬経費	200,000	0	200,000	
処分経費	350,000	0	350,000	
合計	550,000	0	550,000	~~275000~~
				250,000

＊普通のトランスは有価物として売却を想定したため、運搬・処分費は0円
＊助成額が限度額を超過しているため、助成額は（ｃ）×1/2の275,000円ではなく、限度額である250,000円となる。

２　交付手続き

（１）手続きフロー図

書類の提出は２回行います。

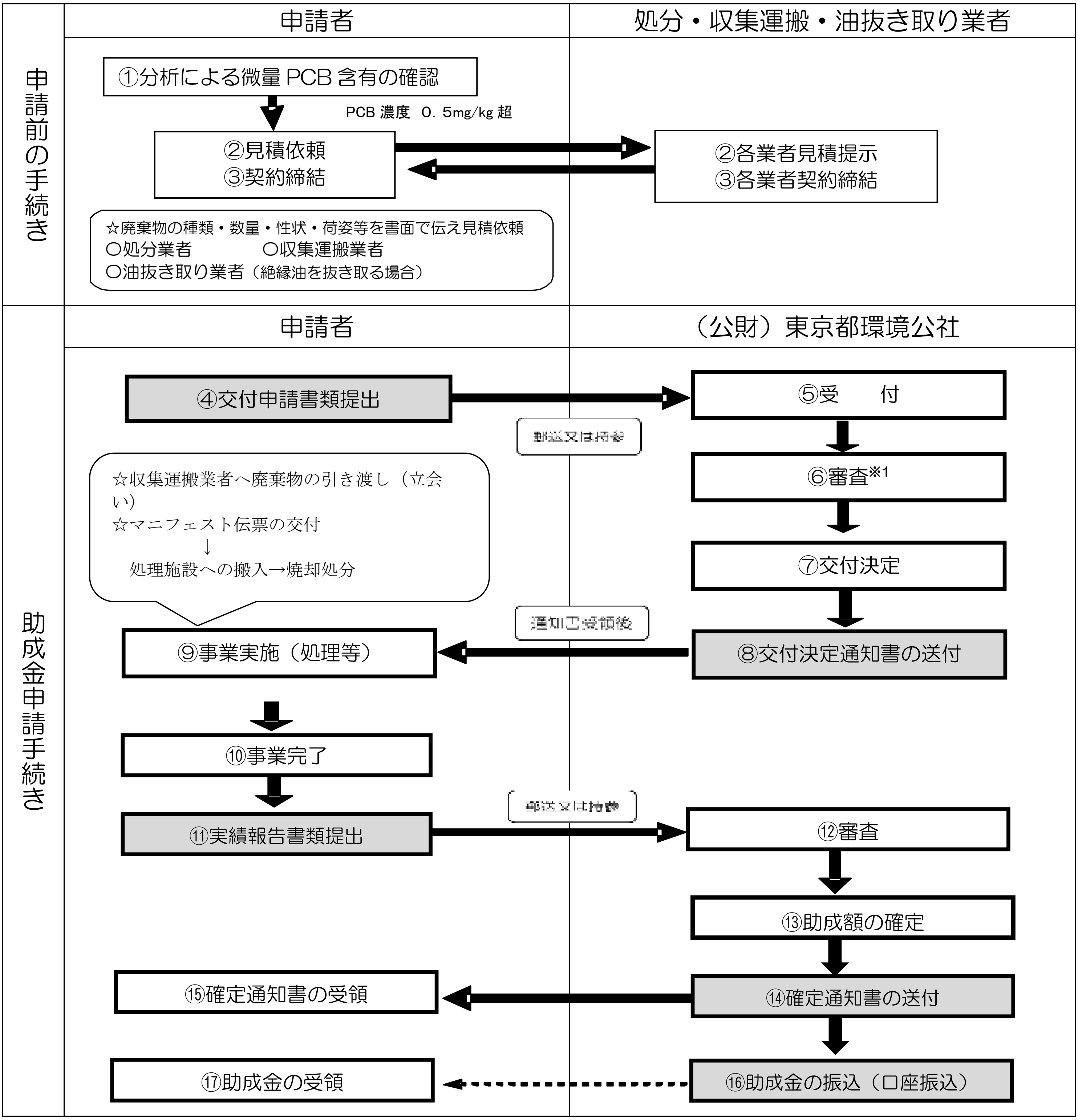

１回目：収集運搬及び処分前（④交付申請書類提出）

２回目：処分後（⑪実績報告書類提出）

※1　申請書類が揃ってから審査の開始となります。

⑵　交付申請

①申請書受付期間

<u>令和3年4月12日から令和8年３月３１日（必着）</u>

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止しますのでご注意ください。

＊ 上記期間に申請書を先着順に受付け、審査の対象とします。

＊ 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

＊ 使用中の電気機器の絶縁油を処分する場合、PCB 濃度分析のためのサンプリング作業や絶縁油の入替え作業には、それぞれ施設の停電が必要となります。十分日程を調整のうえ申請してください。

②申請方法

当該助成事業への申請は、次の手順で行ってください。

〇申請書様式

申請者又は申請者から依頼された手続代行者は、公社のホームページより、必要な様式をダウンロードし、作成してください。

(公財)東京都環境公社ホームページ　https://www.tokyokankyo.jp/

＊インターネットをご利用になれない場合は、申請書を郵送いたしますので、お問い合わせください。その場合は、黒色のボールペンを使用し手書きで丁寧に記入をして下さい。

<u>注）鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことのできるインクのペンで記入したもの、黒以外のペンで記入したものについては、受付できませんのでご注意願います。</u>

〇申請方法

次の窓口に、郵送又は持参してください。

なお、窓口に持参する場合はあらかじめ電話で予約をしてください。

TEL　０３-３６４９-８５４１

（土・日・祝日を除く９時００分から17時００分まで）

〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-26-5
東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社
（微量PCB助成金交付担当 宛）

〇申請書類

提出書類　１部

申請書に必要事項記載の上、必要書類（１１頁参照）とともに、公社窓口に持参するか、公社へ郵送してください。

＊提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。助成金の審査手続中、公社からの問い合わせの際に確認していただくことがあります。

⑶　交付決定

〇公社は、申請書を受け付けた後、審査し交付要件に合致していると認めたときは、交付決定通知書を申請者宛に送付します。

⑷　処理委託の実施

〇収集運搬及び処分作業は必ず交付決定通知書を受領した後に実施してください。交付決定通知書の発行よりも前に作業を実施した場合は、助成金の交付はできません。

〇機器を使用中の場合は、絶縁油の抜油にあたり施設の停電が必要となります。委託業者と日程を調整の上、作業を実施してください。

〇微量ＰＣＢ廃棄物を運搬業者に引渡す際には、微量ＰＣＢ廃棄物の種類ごとに、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト伝票」という。）を交付するとともに、積込み時には、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者が立会い、漏洩等がないか、適切な荷役が行われているか、委託契約書の内容と相違がないか等について確認してください。

⑸　実績報告書

〇令和８年１２月 28 日（必着）

＊令和２年度までに交付決定した助成事業者は、令和３年 12 月 31 日(必着)までの提出となります。

＊処理委託の完了日（マニフェスト伝票Ｄ票の処分終了年月日）の翌日以降に実績報告書を提出してください。

＊報告方法は交付申請と同じです。

必要書類は１３頁を参照してください。

⑹　助成額の確定及び支払い

〇公社は、実績報告の内容を審査し、交付要件に合致していると認めた場合は、額の確定通知書を申請者宛に送付します。

〇その後、指定口座に助成金を振込みます。

⑺　申請内容の変更

○交付決定通知後に下記に示す申請内容に変更が生じた場合は、速やかに承認申請書（第３号様式）を提出してください。

・経費配分に変更が生じた場合
・事業の内容を変更する場合
・事業を廃止する場合
・申請者の情報に変更が生じた場合
・助成金振込先に変更が生じた場合

公社は、変更内容を承認した場合は、申請者宛に承認通知書を送付します。申請者は、承認通知書を受領後に処理委託を行なってください。

【施設搬入時に重量変更が生じた場合の注意】

上記のように、交付決定通知後に申請内容に変更が生じた場合は、「承認申請書（第３号様式）」を提出し、公社が発行する承認通知書を受領してから作業を実施することとなっています。

しかし、電気機器を処理施設に搬入した際の計量で、機器の重量に変更が生じることがあります。

この場合は、作業を実施する前に「承認申請書」を提出することが出来ないため、「承認申請書」の提出は不要となりますが、処分後に提出する「実績報告書（第５号様式）」の裏面【4】変更の内容、【5】助成対象項目及び助成対象機器に必要事項を記入して提出してください。

また、施設搬入時の重量変更以外で申請内容に変更があった場合は、必ず承認申請書を提出してください。

３　必要書類

（1）交付申請時

1	交付申請書 第１号様式	・ホームページからダウンロード　www.tokyokankyo.jp/ ＊インターネットをご利用になれない場合は、公社までご連絡ください ※審査から交付決定までは通常２～３週間程度要します。
2	見積書(写し)	・助成対象経費ごとの税抜きの金額の記載されている ・見積書の発行日が記載されている ・見積書の宛名が交付申請者と同一である ・見積書の内訳に記載された内容と交付申請書（第１号様式）に記載された内容が一致している ・見積書の合計金額の中に、助成対象外となる経費が含まれる場合は、その内容と金額を記載 ＊絶縁油を抜き取り処分する場合には、PCB 汚染による増額分を記載した見積書が必要
3	助成対象者本人であることを証明する書類	
	中小企業者 中小企業団体	① 印鑑証明書（写）発行後３か月以内 ② 登記事項証明書（写） 履歴事項全部証明書（写） 現在事項証明書（写） （②はいずれかひとつ（発行後３か月以内）） ※　資本金の額及び代表者名が記載されていること ※　資本金の額が超えている場合は、従業員数(表 P2)が確認できる書類が必要（中小企業団体除く） 【従業員数が確認できる書類】 ・労働保険・概算確定保険料申告書（控え）写し ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など
	会社以外の法人	① 印鑑証明書（写）発行後３か月以内 ② 登記事項証明書（写） 履歴事項全部証明書（写） 現在事項証明書（写） ③ 従業員数を確認できる書類 ・労働保険・概算確定保険料申告書（控え）写し ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など ※表（P2）に定めた従業員数が確認できること ※学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合は従業　員数が　100　人以下″
	個人	次のうちいずれかひとつ ・運転免許証（写） ・運転経歴証明書（写） ・健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）（写） ※被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。 ・日本国パスポート（写） ・外国人登録証明書（写）、在留カード（写）又は特別永住者証明書（写） ・身体障害者手帳（写） ・療育手帳（写） ・精神障害者保健福祉手帳（写） ・印鑑証明書（写） ※有効期限内のものであること（印鑑証明書は発行後３箇月以内のもの） ※記載内容がはっきりと確認でき、現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写し ※住所が記載されていない場合は、住所が確認できる書類の提出が必要

		※日本で発行されたものであること
	マンション等管理組合（法人を除く）	・管理組合規約(写) ・総会議事録(写)※代表者が選任されたことがわかるもの
4	試験成績書（写）	計量証明事業者（分析事業者）が発行する絶縁油のＰＣＢ濃度の証明書（試験成績書等） 証明書に機器の製造者、製造年月日、製造番号の記載があり、申請した機器と同一のものであるか確認してください。※宛名は申請者名であること。

【見積依頼する際の注意】

微量ＰＣＢ廃棄物の運搬、処分を委託する場合、事前に委託しようとする微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の種類、数量、製造メーカー、製造番号、製造年月、電源容量、重量、寸法（幅、奥行き、高さ）性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を控え、受託者に通知してください。

処理施設により、処理できる微量ＰＣＢ廃棄物の種類が異なります。また、処理施設により収集運搬業者が限定されている場合がありますので、依頼する際には確認が必要です。

（無害化認定処理施設一覧　15 頁参照）

〇過去３か月以内に「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業」を申請した者にあっては、東京都微量 PCB 廃棄物助成金交付決定通知書の写しをもって、助成対象者であることを証明する書類及び常時使用する従業員の数を証明する書類を省略することができます。

（２）実績報告時

１	助成金実績報告書 （第５号様式）	・ホームページからダウンロード　www.tokyokankyo.jp/ ＊インターネットをご利用になれない場合は、公社までご連絡ください
２	請求書（第７号様式）	
３	マニフェスト伝票 Ｄ票(写し)	・処理施設から処分終了後に返送されるマニフェスト伝票Ｄ票 ・電子マニフェストの場合は、発行日・排出者・排出事業場・収集運搬受託者・処分受託者・処分終了年月日等が分かる画面の印刷
４	請求明細書(写し)	・交付申請時に提出した見積もり業者と同一の会社である ・見積書と同一の内訳内容である
５	支払いを証明する書類(写し)	・絶縁油の抜き取り業者、収集運搬業者、処分業者が発行した領収書又は銀行の利用明細書等の写し ・インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されている画面を印刷

支払いを証明する書類例

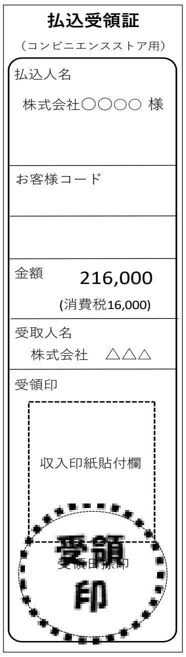
払込受領証
（コンビニエンスストア用）
払込人名
株式会社○○○○ 様
お客様コード
金額　216,000
(消費税16,000)
受取人名
株式会社　△△△
受領印
収入印紙貼付欄
受領印

※受領印があること

■入出金明細照会

◆口座情報

銀行	○○○○銀行	科目	普通	口座番号	0000000
支店	○○支店	口座名	株式会社　○○○○		

◆明細情報

取引日 起算日	受取人名	金融機関名 支店名	科目 口座番号	金額	詳細
2019/6/3 2019/6/3	株式会社　△△△	▲▲銀行 ▽▽支店	当座 11111	216,000	
2019/6/5 2019/6/5	□□　□□	□□銀行 ■■支店	普通 01110	10,000	

４　その他の事項

本手引きは、「東京都微量ＰＣＢ廃棄物処理支援事業助成金交付要綱」に基づき、助成金の具体的な申請方法等を取りまとめたものです。要綱については、公益財団法人東京都環境公社のホームページをご覧ください。

参考１　会社以外の法人の主たる業種について

業種	日本標準産業分類 （第13回改定（平成26年４月１日施行）に基づく）
卸売業	大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 　中分類５０（各種商品卸売業） 　中分類５１（繊維・衣服等卸売業） 　中分類５２（飲食料品卸売業） 　中分類５３（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 　中分類５４（機械器具卸売業） 　中分類５５（その他の卸売業）
小売業	大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 　中分類５６（各種商品小売業） 　中分類５７（織物・衣服・身の回り品小売業） 　中分類５８（飲食料品小売業） 　中分類５９（機械器具小売業） 　中分類６０（その他の小売業） 中分類６１（無店舗小売業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 　中分類７６（飲食店） 　中分類７７（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類Ｇ（情報通信業）のうち 　中分類３８（放送業） 　中分類３９（情報サービス業） 　小分類４１１（映像情報制作・配給業） 　小分類４１２（音声情報制作業） 　小分類４１５（広告制作業） 　小分類４１６（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）のうち 　小分類６９３（駐車場業） 　中分類７０（物品賃貸業） 大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 　中分類７５（宿泊業） 大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）ただし、小分類７９１（旅行業）は除く 大分類Ｏ（教育、学習支援業） 大分類Ｐ（医療、福祉） 大分類Ｑ（複合サービス事業） 大分類Ｒ（サービス業＜他に分類されないもの＞）
製造業 その他の業種	上記以外の全て

＊各分類の詳細については、日本標準産業分類（総務省）をご参照ください。
www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/

参考2　無害化処理施設・許可施設一覧
（処理の方法が「焼却」の施設のみ掲載）

令和3年1月18日現在

区分	事業者名 問合せ先	設置場所	廃棄物の種類（微量PCB廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物） 廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
無害化処理認定施設	光和精鉱株式会社 ０９３－８７２－２１００	福岡県	●	●	●	
無害化処理認定施設	株式会社クレハ環境 ０２４６－６３－１２３１	福島県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	エコシステム秋田株式会社 エコシステムジャパン(株) 東部営業部 ０１８６－４６－１５００	秋田県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	神戸環境クリエート株式会社 ０７８－６５１－５０６０	兵庫県	●		●	●
無害化処理認定施設	株式会社富山環境整備 ０７６－４６９－５３５６	富山県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	株式会社富士クリーン ０８７－８７８－３１１１	香川県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	株式会社ジオレ・ジャパン (旧：関電ジオレ株式会社) ０６－６４１１－３６９０	兵庫県	●			
無害化処理認定施設	三光株式会社 ０８５９－４４－５３６７	鳥取県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	杉田建材株式会社 ０４３６－９６－１３１１	千葉県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	J&E環境株式会社 (旧：JFE環境株式会社) ０４５－５０５－７９４９	神奈川県	●		●	●
無害化処理認定施設	群桐エコロ株式会社 (旧：株式会社エコロジスタ) ０２７６－５５－０５００	群馬県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	環境開発株式会社 ０７６－２４４－３１３２	石川県	●		●	●
無害化処理認定施設	オオノ開發株式会社 ０８９－９７６－１２３４	愛媛県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	ＪＸ金属苫小牧ケミカル株式会社 ０１４４－５６－０２３１	北海道	●	●	●	●
無害化処理認定施設	DINS関西株式会社 (旧:株式会社ＧＥ) ０７２－２４３－６３３５	大阪府	●		●	●
無害化処理認定施設	ユナイテッド計画株式会社 ０１８－８７７－３０２７	秋田県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	エコシステム小坂株式会社 ０３－６８４７－７０１１	秋田県			●	●
無害化処理認定施設	三池製錬株式会社 ０９４４－５３－７２６２	福岡県			●	●
無害化処理認定施設	赤城鉱油株式会社 ０２７７－７３－０１９４	群馬県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	株式会社太洋サービス ０５３－４４７－４６４０	静岡県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	東京鐵鋼株式会社 ０１７８―２８－９１９１	青森県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	エコシステム千葉株式会社 エコシステムジャパン(株) 関東営業部 ０４３８－６０－７１７５	千葉県	●	●	●	●
無害化処理認定施設	J&E環境株式会社 (旧：JFE環境株式会社) ０４５－５０５－７９４９	東京都	●			
許可施設	エコシステム山陽株式会社 エコシステムジャパン(株)東京 ０３－５６１１－６８６７	岡山県	●	●	●	●
許可施設	水島エコワークス株式会社 ０８６－４４７－３２５５	岡山県	●			●
許可施設	三重中央開発株式会社 ０５９５－２０－１６３１	三重県	●		●	●

６　様式記入例

第1号様式　　　記入例

〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者

住　所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
申請者名 （法人名）	フリガナ 〇〇カブシキガイシャ 〇〇株式会社
＜法人の場合＞ 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク　シンジュク　タロウ 代表取締役　新宿　太郎
電話番号	03-5388-〇〇〇〇
＜法人の場合＞ 業　　種	製造業
＜法人の場合＞ 従業員数	100人

【2】PCB廃棄物の保管状況等

微量PCBを保有する事業所の所在地	☐ 申請者住所と同じ　　☑ その他（下欄に住所記載） 東京都立川市錦町4-6-3
微量PCBを保有する事業所の名称	〇〇株式会社　□□支店
収集運搬予定日	〇〇〇〇　年　〇〇　月　〇〇　日
処分業者	株式会社XXXX

【3】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称（所属）	〇〇株式会社			
担当者氏名	東京　三郎			
住所	〒　190-0022 東京都立川市錦町4-6-3			
電話番号／FAX番号	TEL	042-523-****	FAX	042-523-****
メールアドレス	*****@×××.co.jp			

微量PCB絶縁油抜取り経費がない場合は、空欄にすること

見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

【4】経費配分

助成対象経費		金額欄(A) *1	微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合の金額(B) *2	助成対象額 (A-B)÷2	
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費	円	円		円
2	収集運搬経費	200,150 円	円		100,075 円
3	処分経費	400,000 円			200,000 円
4	上記1～3に係るその他の経費	50,000 円	円		25,000 円
上記1～4の合計(消費税抜き)		650,150 円	円	(C)	325,075 円

見積書に記載している各経費を記入
※税抜き金額

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	325,000 円

※ 上記(C)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D)に記入

＊1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること

注)助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

＊2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目

☐ ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分

抜き取りを行う電気機器の台数	台	微量PCB絶縁油の合計油量*3	ℓ

☐ ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分

ドラム缶	ペール缶	その他	合計油量
台	台	台	ℓ

☑ ③微量PCB廃電気機器を処分

トランス	コンデンサー	リアクトル	変成器	その他
2 台	台	台	台	台

	絶縁油抜取り又は廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください)						
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1	高圧トランス	0.6	○○電機㈱	KK-**	4444	1980	30 kVA	30ℓ	150kg
2	高圧トランス	1.7	㈱○○製作所	TT-**	ST85000777	1981	50 kVA	40ℓ	120kg
3							kVA		
4							kVA		
5							kVA		

＊3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する洗浄油を含む

【6】助成金振込先

金融機関名	フリガナ ○○ギンコウ ○○銀行	金融機関コード 1 2 3 4
	フリガナ □□シテン	支店コード

第3号様式　　**記入例**

年　　　月　　　日

記載不要です

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

記載不要です

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業（変更・廃止）承認申請書

年　　　月　　　日　付　整理番号　　　　　　号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じましたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】申請者

住　所	〒　163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
申請者名 （法人名）	フリガナ　〇〇カブシキガイシャ 〇〇株式会社
＜法人の場合＞ 役職・代表者名	フリガナ　ダイヒョウトリシマリヤク　シンジュク　タロウ 代表取締役　新宿　太郎

【2】 変更、廃止の理由

***************のため

【3】交付決定額の変更（交付決定額に変更がある場合に限り記載すること）

交付決定額	300,000	円
変更申請額	325,000	円

助成金交付決定額を記載

【4】変更の内容（D）の金額を記載
＊不明な場合は、東京都環境公社にお問合せ下さい

【4】変更の内容

助成対象経費		金 額 欄（A）＊1	微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合の金額（B）＊2	助成対象額（A-B）÷2
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費	円	円	円
2	収集運搬経費	200,150　円	円	100,075　円
3	処分経費	400,000　円	円	200,000　円
4	上記1～3に係るその他の経費	50,000　円	円	25,000　円
上記1～4の合計（消費税抜き）		650,150　円	円	C　325,075　円

上記（C）の百円未満を切捨て	
（D）	325,000　円

※　上記（C）に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を（D）に記入

＊1　消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること
　（1）助成対象外となる経費について
　ア　助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
　イ　積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費
　（2）助成対象物以外のものの例
　　分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など
＊2　見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	☐ ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分				
	抜き取りを行う電気機器の台数 台	微量PCB絶縁油の合計油量[*3] ℓ			
	☐ ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分				
	ドラム缶 台	ペール缶 台	その他 台	合計油量 ℓ	
	☑ ③微量PCB廃電気機器を処分				
	トランス 2 台	コンデンサー 台	リアクトル 台	変成器 台	その他 台

	絶縁油抜取り又は廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください)						
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1	高圧トランス	0.6	○○電機㈱	KK-**	5555	1980	30 kVA	30ℓ	150kg
2	高圧トランス	1.7	㈱○○製作所	TT-**	ST85000888	1981	50 kVA	40ℓ	120kg
3							kVA		
4							kVA		
5							kVA		

＊ 添付書類(申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること)

【6】助成金振込先の変更(変更がある場合に限り記載すること)

金融機関名	フリガナ ○○ギンコウ	金融機関コード					
	○○銀行	1	2	3	4		
支店名	フリガナ □□シテン	支店コード					
	□□支店	5	6	7			
預金種類	☑ 普通	☐ 当座	☐ 貯蓄				
口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義(口座名義は申請者と同一)	フリガナ ○○カブシキガイシャ						
	○○株式会社						

第5号様式　記入例

年　月　日

記載不要

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

記載不要

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

年　月　日　付　整理番号　号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】申請者

住　所	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○カブシキガイシャ ○○株式会社
＜法人の場合＞ 役職･代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク　シンジュク　タロウ 代表取締役　新宿　太郎

【2】助成金交付決定額

通知書の助成金交付決定額

350,000 円

＊処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更

325,000 円

(D)の金額を記入

注)処理施設搬入時に重量変更が生じ、交付決定額が変更になった場合のみ記入してください

【4】変更の内容(D)の金額を記載
＊不明な場合は、東京都環境公社にお問合せ下さい

【3】助成対象事業完了日(マニフェストD票の処分終了年月日)

○○○○ 年　○　月　○　日

【4】変更の内容(処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入)

	助成対象経費	金額欄(A) ＊1	微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合の金額(B) ＊2	助成対象額 (A-B)÷2
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費	円	円	円
2	収集運搬経費	200,150 円	円	100,075 円
3	処分経費	400,000 円	円	200,000 円
4	上記1～3に係るその他の経費	50,000 円	円	25,000 円
	上記1～4の合計(消費税抜き)	650,150 円	円	(c) 325,075 円

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	325,000 円

※　上記(C)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D)に記入

＊1　消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること
(1)助成対象外となる経費について
ア　助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
イ　積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費
(2)助成対象物以外のものの例
分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

＊2　見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目

- ☐ ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分

抜き取りを行う電気機器の台数　　台	微量PCB絶縁油の合計油量*3　　ℓ

- ☐ ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分

ドラム缶　　台	ペール缶　　台	その他　　台	合計油量　　ℓ

- ☑ ③微量PCB廃電気機器を処分

トランス　2　台	コンデンサー　　台	リアクトル　　台	変成器　　台	その他　　台

	絶縁油抜取り又は廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等（銘板記載事項を記入してください）						
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1	高圧トランス	0.6	○○電機㈱	KK-**	5555	1980	30 kVA	30ℓ	150kg
2	高圧トランス	1.7	㈱○○製作所	TT-**	ST85000888	1981	50 kVA	40ℓ	110kg
3							kVA		
4							kVA		
5							kVA		

＊3　微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する洗浄油を含む

【6】 添付書類　　　下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	**産業廃棄物管理票**（マニフェスト伝票D票）の写し	✓
2	**請求明細書の写し**（税抜きの金額を記載したもの。）	✓
3	**支払いを確認することのできる書類**（微量PCB廃棄物の処理等を請負った業者の発行した領収書（写）又は銀行利用明細等（写）。	✓
4	**第7号様式　助成金請求書**	✓

【注意事項】

① 【2】における「処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更」欄は処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。

② 【4】及び【5】についても、処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。

第7号様式　記入例

記載不要

年　　月　　日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

通知書の助成金交付決定額を記載
＊交付決定額に変更があった場合は
変更後の金額を記載

請求金額　325,000　円

記載不要

年　　月　　日付　整理番号　　号をもって、

助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

記載不要

年　　月　　日

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

【申請者】

住所	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
申請者名 （法人名）	フリガナ　○○カブシキガイシャ ○○株式会社
＜法人の場合＞ 役職・代表者名	フリガナ　ダイヒョウトリシマリヤク　シンジュク　タロウ 代表取締役　新宿　太郎

記載不要

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目及び数量	

７　様式集

第1号様式

年　月　日

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者

住　所	〒
申請者名 (法人名)	フリガナ
＜法人の場合＞ 役職・代表者名	フリガナ
電話番号	
＜法人の場合＞ 業　種	
＜法人の場合＞ 従業員数	

【2】PCB廃棄物の保管状況等

微量PCBを保有する 事業所の所在地	□ 申請者住所と同じ　☑ その他（下欄に住所記載）
微量PCBを保有する 事業所の名称	
収集運搬予定日	年　月　日
処分業者	

【3】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称（所属）				
担当者氏名				
住所	〒			
電話番号／FAX番号	TEL		FAX	
メールアドレス				

【4】経費配分

	助成対象経費	金 額 欄(A) ＊1	微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合の金額(B) ＊2	助成対象額 (A-B)÷2
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費	円	円	円
2	収集運搬経費	円	円	円
3	処分経費	円	円	円
4	上記1～3に係るその他の経費	円	円	円
上記1～4の合計(消費税抜き)		円	円	(C) 円

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	円

※ 上記(C)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D)に記入

＊1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること

注)助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

＊2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目

☐ ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分

抜き取りを行う電気機器の台数	微量PCB絶縁油の合計油量＊3
台	ℓ

☐ ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分

ドラム缶	ペール缶	その他	合計油量
台	台	台	ℓ

☑ ③微量PCB廃電気機器を処分

トランス	コンデンサー	リアクトル	変成器	その他
台	台	台	台	台

	絶縁油抜取り又は廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください)						
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1							kVA		
2							kVA		
3							kVA		
4							kVA		
5							kVA		

＊3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する洗浄油を含む

【6】助成金振込先

金融機関名	フリガナ	金融機関コード
支店名	フリガナ	支店コード
預金種類	☑ 普通　　□ 当座　　□ 貯蓄	
口座番号(右詰め)		
口座名義 (口座名義は申請者と同一)	フリガナ	

【7】添付書類　下記の添付書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入してご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	**助成対象経費に係る見積書の写し**(内訳に税抜き金額が記載されたもの)	
2	**助成対象者本人であることを証明できる書類**	
3	**計量証明事業者が発行した、微量PCBの濃度を証明する書類**	
4	常時使用する従業員の数を証明する書類 (2の書類で助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	

【参考】 収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費

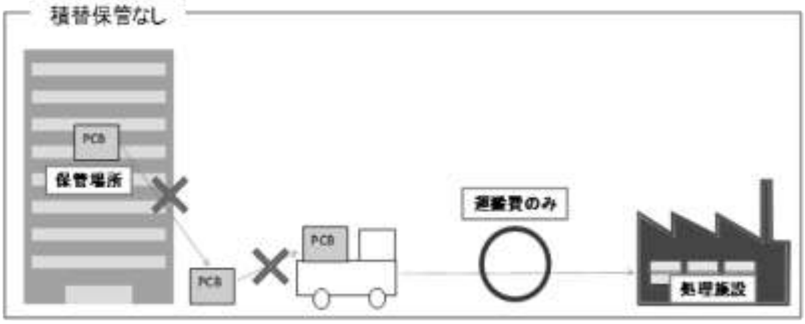

○:助成対象となります。
×:助成対象となりません。

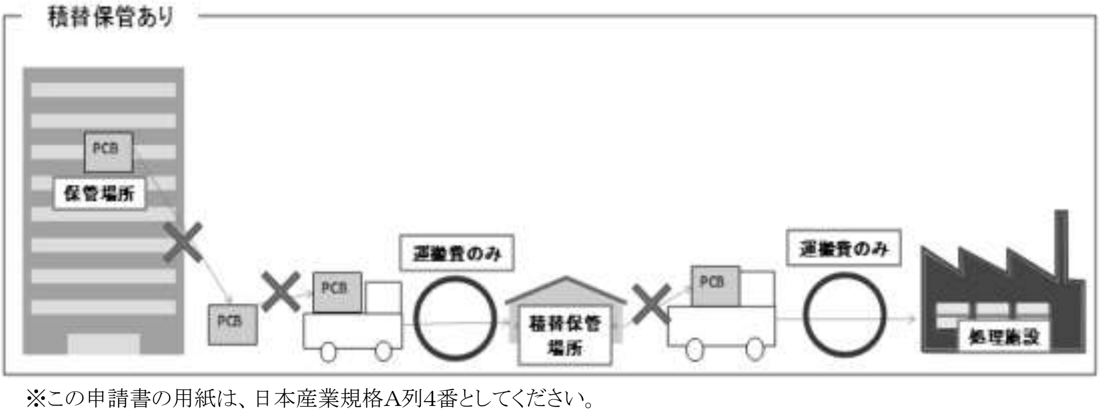

※この申請書の用紙は、日本産業規格A列4番としてください。

第3号様式

年　　月　　日

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業（変更・廃止）承認申請書

年　　月　　日　付　整理番号　　　　号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じましたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】申請者

住　所	〒
申請者名 （法人名）	フリガナ
＜法人の場合＞ 役職・代表者名	フリガナ

【2】 変更、廃止の理由

【3】交付決定額の変更（交付決定額に変更がある場合に限り記載すること）

交付決定額		円
変更申請額		円

【4】変更の内容

助成対象経費		金 額 欄（A）＊1	微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合の金額（B）＊2	助成対象額 （A−B）÷2	
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費	円	円		円
2	収集運搬経費	円	円		円
3	処分経費	円	円		円
4	上記1～3に係るその他の経費	円	円		円
上記1～4の合計（消費税抜き）		円	円	C	円

上記（C）の百円未満を切捨て	
（D）	円

※　上記（C）に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を（D）に記入

＊1　消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること
（1）助成対象外となる経費について
ア　助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
イ　積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費
（2）助成対象物以外のものの例
分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

＊2　見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目					
	□ ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分				
	抜き取りを行う電気機器の台数 台		微量PCB絶縁油の合計油量[*3] ℓ		
	□ ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分				
	ドラム缶 台	ペール缶 台	その他 台	合計油量 ℓ	
	□ ③微量PCB廃電気機器を処分				
	トランス 台	コンデンサー 台	リアクトル 台	変成器 台	その他 台

	絶縁油抜取り又は廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等（銘板記載事項を記入してください）						
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1							kVA		
2							kVA		
3							kVA		
4							kVA		
5							kVA		

＊ 添付書類（申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること）

【6】助成金振込先の変更（変更がある場合に限り記載すること）

金融機関名	フリガナ	金融機関コード
支店名	フリガナ	支店コード
預金種類	☑ 普通　□ 当座　□ 貯蓄	
口座番号（右詰め）		
口座名義 （口座名義は申請者と同一）	フリガナ	

第5号様式

年　　月　　日

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

年　　月　　日　付　整理番号　　　　　号をもって、助成金の交付決定を受けた
東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】申請者

住　所	〒
申請者名 (法人名)	フリガナ
＜法人の場合＞ 役職・代表者名	フリガナ

【2】助成金交付決定額

円

＊処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更

（D）の金額を記入

円

注）処理施設搬入時に重量変更が生じ、交付決定額が変更になった場合のみ記入してください

【3】助成対象事業完了日（マニフェストD票の処分終了年月日）

年　　月　　日

【4】変更の内容（処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入）

	助成対象経費	金 額 欄（A）＊1	微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合の金額（B）＊2	助成対象額 （A-B）÷２
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費	円	円	円
2	収集運搬経費	円	円	円
3	処分経費	円	円	円
4	上記1～3に係るその他の経費	円	円	円
	上記1～4の合計（消費税抜き）	円	円	(c)　円

上記（C）の百円未満を切捨て	
(D)	円

※　上記（C）に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を（D）に記入

＊1　消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること
（1）助成対象外となる経費について
ア　助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
イ　積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費
（2）助成対象物以外のものの例
分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など
＊2　見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目					
	□ ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分				
	抜き取りを行う電気機器の台数 台		微量PCB絶縁油の合計油量[*3] ℓ		
	□ ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分				
	ドラム缶 台	ペール缶 台	その他 台	合計油量 ℓ	
	□ ③微量PCB廃電気機器を処分				
	トランス 台	コンデンサー 台	リアクトル 台	変成器 台	その他 台

	絶縁油抜取り又は廃棄する機器名称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等（銘板記載事項を記入してください）						
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1							kVA		
2							kVA		
3							kVA		
4							kVA		
5							kVA		

＊3　微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する洗浄油を含む

【6】 添付書類　　　　下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	**産業廃棄物管理票**（マニフェスト伝票D票）の写し	
2	**請求明細書の写し**（税抜きの金額を記載したもの。）	
3	**支払いを確認することのできる書類**（微量PCB廃棄物の処理等を請負った業者の発行した領収書（写）又は銀行利用明細等（写）。	
4	**第7号様式　助成金請求書**	

【注意事項】

① 【2】における「処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更」欄は処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。

② 【4】及び【5】についても、処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。

第7号様式

年　　　　月　　　　日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

請求金額　　　　　　　　　　　　　円

年　　　　月　　　　日付　整理番号　　　　　　　　号をもって、
助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

年　　　　月　　　　日

公益財団法人東京都環境公社　理事長　殿

【申請者】

住所	〒
申請者名 （法人名）	フリガナ
＜法人の場合＞ 役職・代表者名	フリガナ

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目及び数量	

公益財団法人　東京都環境公社
環境技術部技術課　微量 PCB 担当

電話　03-3649-8541
FAX　03-3644-2260